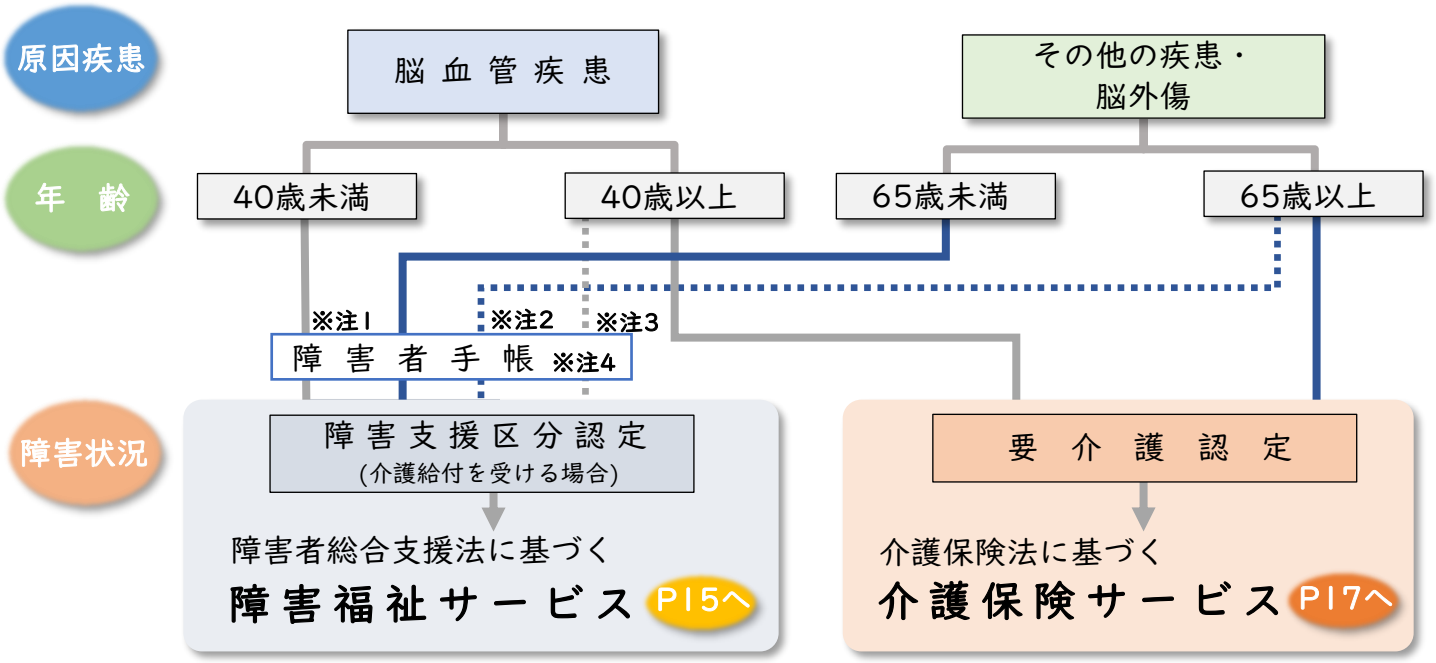
福祉、介護サービスの活用

突然の病気や事故による怪我によって、急性期病院での救命救急、回復期病院での医学的リハビリテーションなどの治療を受けます。治療後は後遺症の程度により、在宅や施設において社会復帰に向けて福祉・介護サービスの利用を検討します。
現状では高次脳機能障害に特化した制度はなく、障害の状態、年齢、原因疾患などによって利用できる制度やサービスが異なるため、病院の相談員や区市町村に相談しながら、制度を上手く活用していくことが大切です。



※注1　18歳未満の児童については、児童福祉サービスを利用することもできます。
※注2　原則として介護保険が優先。手帳の申請は可能。
※注3　原則として介護保険が優先。介護保険にないサービス(就労移行支援など）は利用可能。　手帳の申請は可能。
※注4　高次脳機能障害の場合は、医師の診断書があれば、手帳がなくても受けられる障害福祉サービスがあります。

障害者手帳制度について



障害者手帳は、手帳を持つ方が一定の障害にあることを証明し、各種サービスを利用できるようにするものです。高次脳機能障害者は、その症状や発症・受傷の時期により取得できる手帳が異なります。
なお、身体症状と精神症状を併せもつ場合には、２種類以上の障害者手帳を申請できます。

種別	対象	高次脳機能障害が対象となる場合	手帳等級	再認定
身体障害者手帳	厚生労働省が定めた身体障害者程度等級表に該当する場合	高次脳機能障害の原因となった疾患により、身体の麻痺、失語症(言語機能障害)、視野の障害などがある場合など	1～6級	原則、不要（軽度化は、1.3.5年）
愛の手帳（国は療育手帳）	発症が18歳未満で自治体が指定する機関において知的障害と判定された場合	18歳未満のときに高次脳機能障害となった方で、知的障害と判定された場合	1～4級	必要（3.6.12.18歳）
精神障害者保健福祉手帳	精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活に制約がある場合	記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などがある場合など	1～3級	必要（2年ごとに更新）

障害者手帳を所持することで、利用できるサービスには税金や公共料金などの控除・減免、公営住宅の優遇抽選、就職の際、障害者雇用枠での応募ができるなどがあります。
自治体によりサービスの対象者や内容が異なりますので、手帳が交付された時に区市町村担当課から配布される手引きなどを確認してください。

国立障害者リハビリテーションセンター ホームページ　「福祉サービスについて知りたい」　参考
東京都心身障害者福祉センター　「高次脳機能障害者地域支援ハンドブック（改定第六版）」　参考